

令和3年度における地域包括支援センターの評価基準の見直しについて（案）

- ◎ 令和3年度における地域包括支援センターの評価基準について、第8期広島市高齢者施策推進プラン、現行の取組の進捗状況、国の動向等を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

見直し後の「広島市地域包括支援センター評価基準（令和3年度分）」（案）は、別紙5のとおり。

1 介護予防ケアマネジメントの直接実施率（1 共通基盤（2）運営体制）

- 介護予防ケアマネジメントの直接実施率の現状に加え、令和3年度の介護報酬改定においては、介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターが居宅介護支援事業者に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から新たな加算が設けられることも踏まえて評価基準を見直す。

基 準		
評価点(点)	現 行	改 正 案
4	地域包括支援センターの直接実施率が年平均60%以上である。	地域包括支援センターの直接実施率が 年平均50%以上 である。
3	地域包括支援センターの直接実施率が年平均50%以上60%未満である。	地域包括支援センターの直接実施率が 年平均40%以上50%未満 である。
2	地域包括支援センターの直接実施率が年平均40%以上50%未満である。	地域包括支援センターの直接実施率が 年平均30%以上40%未満 である。
1	地域包括支援センターの直接実施率が年平均40%未満である。	地域包括支援センターの直接実施率が 年平均30%未満 である。

2 高齢者地域支え合い事業（7 重点事業（2）高齢者地域支え合い事業）

(1) 小学校区（地区社協区）を基本としたネットワーク組織の立ち上げ

- 高齢者施策推進プランの第6期から第7期にかけて、センターがコーディネーターとなって地域の様々な活動主体が参画するネットワークを形成している区域が、目標の9割近くに達しており、また、その他の区域においても、既に民生委員などを中心とした独自の見守り体制が築かれているなど、ほとんどの区域で見守りのネットワーク等が構築されている状況を踏まえ、この評価基準を削除する。

現 行		改 正 案
基 準		
4	見守りネットワーク組織が1か所以上の小学校区（地区社協区）で新たに立ち上がっている、又は圏域内全ての学区で立ち上がっている。	（ 削 除 ）
3	見守りネットワーク組織の立ち上げのための検討協議を1か所以上の学区（地区社協区）で新たに開始している。	
2	なし	
1	見守りネットワーク組織が1か所も立ち上がっていない。	

(2) 見守り協力員に対する情報交換会、研修会等の開催

- 見守り協力員に対する情報交換会や見守りに関する研修会、認知症サポーター養成講座等の開催に関する評価項目については、現行の評価基準では、認知症サポーター養成講座の開催のみを評価しているため、地域の状況に応じた様々な取組内容を評価対象とするよう評価基準を見直す。

- ・ なお、認知症サポーター養成講座の開催に係る評価基準については、引き続き、「認知症地域支援体制づくり」の中で設定している。

基 準		
評価点(点)	現 行	改 正 案
4	認知症サポーター養成講座を見守り協力員などの地域住民や民間企業、学校など、幅広い対象に対して、年4回以上開催している。	見守り協力員に対して、情報交換会や見守りに関する研修会などを年2回以上開催している。
3	認知症サポーター養成講座を見守り協力員などの地域住民や民間企業、学校など、幅広い対象に対して、年3回開催している。	見守り協力員に対して、情報交換会や見守りに関する研修会などを年1回開催している。
2	認知症サポーター養成講座を年2回以上開催している。	見守り協力員に対して、情報交換会や見守りに関する研修会開催に向けた調整を行っている。
1	認知症サポーター養成講座の開催回数が年1回以下である。	見守り協力員に対する情報交換会や見守りに関する研修会などを開催に向けた調整をしていない。

3 在宅医療・介護連携推進事業 (7 重点事業 (3) 在宅医療・介護連携推進事業)

(1) 市民向けの教室等の開催による普及啓発

- ・ 第8期の高齢者施策推進プランにおいて、終末期ケアや在宅看取りを含めた在宅医療体制の充実のため、ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療に関する意思決定支援の方法として、本人や家族、医療従事者らが治療内容や療養場所などを繰り返し話し合っ決めて決めるもの）に関する市民向け教室等の参加数の増加を目標としていることを踏まえ、新たに評価指針（指標）及び基準を設ける。

業務推進のための指針（指標）	基 準	
② 終末期ケアや在宅看取りを含めた在宅医療提供体制の充実のため、医療・介護関係者だけでなく、ACPに関する市民向けの教室等を開催して普及啓発を図る。	4	市民向けのACPの教室等を、年2回以上開催している。
	3	市民向けのACPの教室等を、年1回以上開催している。
	2	なし
	1	市民向けのACPの教室等を開催していない。

4 認知症地域支援体制づくり (7 重点事業 (4) 認知症地域支援体制づくり)

(1) 区分変更

- ・ 「認知症地域支援体制づくり」の評価区分は、暫定運用を経て令和元年度分から本格実施しているものであり、重点事業とは別区分（令和2年度分では「8 認知症地域支援体制づくり」）としていたが、評価として定着したことや第8期高齢者施策推進プランの重点施策の1つに掲げていることを踏まえ、重点事業の1つとして区分する。

(2) 認知症カフェに関する支援

- ・ 第8期高齢者施策推進プランにおいて、令和7年度（2025年度）までに全小学校区に1か所程度の認知症カフェの設置を目指し、令和3年度は108か所の設置を目標としていることを踏まえて評価基準を見直す。

基 準		
評価点(点)	現 行	改 正 案
4	認知症地域支援推進員や圏域内の医療・介護関係者等と連携し、小学校区偏りなく認知症カフェの立上げ支援や運営支援を行っており、圏域内に2か所以上の認知症カフェがある。	認知症地域支援推進員や圏域内の医療・介護関係者等と連携し、小学校区偏りなく認知症カフェの立上げ支援や運営支援を行っており、圏域内に 3か所（圏域小学校区数が3未満の場合は当該校区数）以上 の認知症カフェがある。
3	認知症地域支援推進員や圏域内の医療・介護関係者等と連携し、小学校区偏りなく認知症カフェの立上げ支援や運営支援を行っており、圏域内に1か所以上の認知症カフェがある。	認知症地域支援推進員や圏域内の医療・介護関係者等と連携し、小学校区偏りなく認知症カフェの立上げ支援や運営支援を行っており、圏域内に 2か所（圏域小学校区数が3以上の場合に限る。） の認知症カフェがある。
2	認知症地域支援推進員や圏域内の医療・介護関係者等と連携し、小学校区偏りなく認知症カフェの立上げや運営に関する協議は行っているが、センターとしての具体的な活動には至っていない。	認知症地域支援推進員や圏域内の医療・介護関係者等と連携し、小学校区偏りなく認知症カフェの 立上げ支援や運営支援を行っており、圏域内に1か所（圏域小学校区数が2以上の場合に限る。） の認知症カフェがある。
1	認知症カフェに関する支援は行っていない。	認知症地域支援推進員や圏域内の医療・介護関係者等と連携し、小学校区偏りなく認知症カフェの立上げや運営に関する協議は行っているが、 センターとしての具体的な活動には至っていない。

5 その他

- 「7 重点事業」において、各区分の総合評価の位置付けとなっている「基準」に対応する「指針（指標）」がないことから、これを追加するなど所要の整備を行う。

【参考】

今後のスケジュール等について

○ 設置法人・地域包括支援センターへの説明

- 見直し後の評価基準は、令和3年3月12日（金）に開催する法人説明会で説明を行う。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による運用の見直し

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、令和2年度と同様、令和3年度においても評価基準の運用の見直しが必要となる可能性がある。この場合には、改めて本協議会に諮るものとする。